

# 令和4年第4回北海道議会定例会に提案する条例案(14件)

## <新規制定条例>

### 1 北海道核燃料税条例案

(総務部財政局税務課 (22-459))

#### ○制定内容

原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課する。

- (1) 課税標準 ①価額割～発電用原子炉に挿入された核燃料の価額  
②出力割～発電用原子炉の熱出力
- (2) 税率 ①価額割～100分の8.5  
②出力割～1課税期間(3ヶ月)ごとに1,000キロワットにつき3万7,750円
- (3) 適用期間 条例施行の日から起算して5年間

(施行期日 総務大臣の同意を得た日から9月以内で規則で定める日(令和5年9月1日予定))

## <一部改正条例>

### 2 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(総務部人事局人事課 (22-153))

#### ○改正内容

地方公務員法等の改正に鑑み、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるとともに、年齢60年を超える職員に係る給与等に関する特例を定めることとし、併せて規定の整備を行う。

#### 【定年年齢】

期 間	一般職員	医師・歯科医師	道立診療所医師
令和5年4月1日～令和7年3月31日	61歳	66歳	71歳
令和7年4月1日～令和9年3月31日	62歳	67歳	72歳
令和9年4月1日～令和11年3月31日	63歳	68歳	73歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	64歳	69歳	74歳
令和13年4月1日～	65歳	70歳	75歳

※ 職員が60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に降任等させるとともに、当分の間、同日以後の給料月額は、7割水準とする。60歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定する(医師・歯科医師を除く。)

(施行期日 一部を除き、令和5年4月1日)

### 3 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

#### ○改正内容

国家公務員の非常勤職員に対する退職手当の改正に鑑み、会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件を緩和する(※)。

※ 会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件の1つである「常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えること」の「18日」について、開庁日が20日未満の月は、20日と開庁日との差に相当する日数を減じた日数に緩和する。(例：令和5年1月…開庁日が19日であるため、「18日」を「17日」に緩和)

(施行期日 公布の日)

4 北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例案

(経済部地域経済局中小企業課 (26-354))

○改正内容

新たに中小企業の事業再生等に関する私的整理手続が定められたことに鑑み、北海道信用保証協会が行う求償権の放棄等を承認することができる要件を追加する。

【追加する要件】

- ・ 求償権の放棄等が、中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたものに基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画等に基づくものであること。
- ・ 債務の弁済に関する計画の実施が新たな事業の創出に資するものであること。

(施行期日 公布の日)

手数料に係る改正関係 … 2件

No	条例案名	改正内容	施行期日
5	北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例案 (総合政策部総務課 (23-102))	旅券法の改正に鑑み、未交付のまま失効した一般旅券の申請者に係る再度の一般旅券の発給の事務に係る手数料について定める。	令和5年3月27日
6	北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案 (建設部総務課 (29-105))	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に鑑み、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について、共同住宅等の住戸を単位とした申請区分を廃止する等所要の改正を行う。	公布の日

市町村への事務・権限移譲に係る改正関係 … 3件

法令に基づく道の事務の一部を市町村が処理することとするため、次の条例を制定する。

No	条例案名	移譲する事務の概要	市町村名	施行期日
7	北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 (総合政策部総務課 (23-102))	旅券法に基づく事務	小樽市ほか144市町村	令和5年3月27日
8	北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 (環境生活部総務課 (24-103))	浄化槽法及び特定非営利活動促進法に基づく事務	滝上町ほか7市町	令和5年4月1日
9	北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 (農政部農政課 (27-102))	農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務	日高町	令和5年4月1日

給与に係る改正関係…5件

No	条例案名	改正内容	施行期日
10	北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和4年11月7日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を増額する。 【期末手当の年間支給月数】 3.25月 → 3.30月（+0.05月）	公布の日
11	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月7日付け勧告に鑑み、給料月額及び勤勉手当の額の改定等を行う。	公布の日
12	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局総務課（35-303））	【初任層～中堅層職員の給料月額】 ・平均0.3%程度の引上げ	
13	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局総務課（35-303））	【期末・勤勉手当の年間支給月数】 ・一般職員、任期付職員 4.30月 → 4.40月（+0.10月） ・再任用職員	
14	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（251-0110（内線2663）））	2.25月 → 2.30月（+0.05月） ・任期付研究員、特定任期付職員 3.25月 → 3.30月（+0.05月）	